

利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月 1 日
オリエント証券株式会社

1. 目的

証券監督者国際機構（IOSCO）が採択した 7 項目の行為規範原則のなかで、利益相反に関しては、「利益相反を回避すべく努力すること、回避できないおそれがある場合においても、すべての顧客の公平な取扱いを確保すること」とされております。

本方針は、当社における利益相反の管理方針について定めるものです。

2. 利益相反管理体制

当社は、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者に指名し、利益相反管理体制を一元的に構築します。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社において、金融商品取引法第 36 条第 2 項に規定される親金融機関等は次のとおりであり、子金融機関等の該当はありません。

- (1) エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
- (2) 株式会社外為どっとコム
- (3) エイチ・エス証券株式会社
- (4) エイチ・エス損害保険株式会社

4. 対象取引の特定および管理

当社は、上記親金融機関等との間において、エイチ・エス・フューチャーズ株式会社へ委託した金融商品仲介業（※）に係るものを除き、お客様に関する取引およびお客様情報の共有は一切行っていないことから、親金融機関等との取引による利益相反はありません。

また、当社は、自己勘定のディーリング、上場法人に対する資金調達の提案業務、ラップ口座等の一任勘定取引を行っておらず、従ってこれらの取引や業務に関連してお客様の利益が不当に害されることもありません。

以上の状況から、現在の業務内容ではお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引例はないと判断しておりますが、今後、当社における新規の業務や親金融機関等との取引が発生した場合は、利益相反管理統括者がその内容を確認し、本方針の改定を含めて利益相反管理体制を適切に構築します。

また、以上の利益相反管理体制の構築状況等については、定期的に当社監査部が検証するものとします。

以 上

(※) エイチ・エス・フューチャーズ株式会社への金融商品仲介業に係る委託は、平成 21 年 7 月末日をもって停止しております。